

**港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託
事業候補者募集要項**

令和3年1月

港区環境リサイクル支援部
みなとりサイクル清掃事務所

1 目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。環境省では、これらの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害対策事項の追加等の制度的な対応を行うとともに、平成30年3月には平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めています。

本業務は、これまでに発生した災害対応の教訓や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、より具体的で実効性の高い災害廃棄物処理計画を策定することを目的としています。

災害廃棄物処理という専門性の高い分野に関して、区の地域特性等の実情に応じた、効果的な災害廃棄物処理計画の策定に向け、事業者の資質を総合的に着目するため、本業務に係る策定支援業者の選定に当たり公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務の概要

(1) 件名

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙1 仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 事業規模 16,687,000円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、別紙2 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準で示すとおり、加点対象とはなりません。※
- (7) 地方公共団体又は一部事務組合等の発注する災害廃棄物処理計画又は類似事業を受託した実績があること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、原則として「区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること」としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します（※詳細は、別紙2 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準を参照してください）。

4 選考スケジュール

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和3年1月 6日（水）から 1月27日（水）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和3年1月13日（水）午後5時まで
質問一斉回答	令和3年1月20日（水）
参加表明書・企画提案書等提出	令和3年1月27日（水）午後5時まで

期限	
第一次審査（書類審査）結果通知	令和3年2月中旬頃
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年2月25日（木）予定
第二次審査結果通知	令和3年3月上旬頃
契約締結・業務委託開始	令和3年4月1日（木）予定

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

〒108-0075 港区港南3-9-59

※港区ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月27日（水）午後5時まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月27日（水）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者募集要項

【別紙1】仕様書（案）

【別紙2】港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準

提出書類関係

【様式1】質問書

【様式2】参加表明書兼資格審査申請書

【様式3】共同事業体構成書

【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

【様式3-3】委任状

【様式4】事業者概要及び業務実績

【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性 ※統括責任者等

【様式5-2】業務従事予定者の経歴及び専任性 ※業務担当者追記用

【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

【様式7～7-4】企画提案書

【様式8】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問について下記により対応します。電話や電子メールでの問合せには対応しません。

(1) 受付期限

令和3年1月13日（水）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXで提出してください。なお、送信未達を防ぐため、送信後に必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

質問を取りまとめた上、令和3年1月20日（水）に、すべての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 書類の提出

(1) 提出受付期間

令和3年1月6日（水）～令和3年1月27日（水）

※受付時間は午前9時～午後5時とします。

(2) 提出先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

〒108-0075 港区港南3-9-59

(3) 提出方法：郵送又は持参による。

郵送の場合は、事前に電話にてお知らせいただいた上、担当まで送付してください。また、持参の場合は、事前に電話予約の上、直接担当まで持参してください。

(4) 提出書類

①競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

②【様式2】 参加表明書兼資格審査申請書

- ③【様式3】 共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ④【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑤【様式3-3】 委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑥加点対象となる地域貢献活動項目及び災害廃棄物対応の実績がある場合は各項目指定の提出書類
 ※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準参照。
- ⑦【様式4】 事業者概要及び業務実績
- ⑧【様式5】 業務従事予定者の経歴及び専任性※統括責任者等
- ⑨【様式5-2】 業務従事予定者の経歴及び専任性※業務担当者追記用
 ※該当する場合のみ提出。
- ⑩【様式6】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑪【様式7】 企画提案書①
- ⑫【様式7-2】 企画提案書②
- ⑬【様式7-3】 企画提案書③
- ⑭【様式7-4】 企画提案書④

以下の各課題に関する提案内容について、記載してください。なお、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

様式	内容
様式7	港区の現況（地形、人口、産業構造、23区の廃棄物行政、災害時の想定被害（地域防災計画の内容）等）を踏まえた、災害時の廃棄物行政の課題
様式7-2	災害発生時における、実施体制や他部局・関係機関等との連携を踏まえた初動対応の考え方
様式7-3	港区の災害廃棄物対応における課題を踏まえた、業務フローと処理フロー
様式7-4	災害廃棄物処理計画をもとにした災害対応力向上に向けての平時の備え及び人材育成

- ⑮（任意様式） 会社概要（様式指定なし・A4版両面1ページ以内、パンフレット等可）
 ※共同事業体を構成する場合は、代表事業者・構成事業者のいずれも提出してください。
- ⑯（任意様式） 他自治体等で刊行した主な計画書・調査報告書等の参考図書

※代表例として1~2自治体の本編及びデータ等の資料編を含めたもの

- ⑰ (任意様式) 見積書 ※別紙1 仕様書(案)に基づき、必要な経費を概算し、内訳(人件費等、項目ごとに単価及び工数等を明記)を添付してください。

(5) 提出部数

ア 提出書類①から⑥まで 1部

イ 提出書類⑦から⑰まで 正本1部、副本10部

※提出書類⑦から⑰は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本は表紙に事業者名を記入し、副本については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

※「イ」については、各ページの下に通し番号を付し、書類ごとにインデックスをつけてください。

ウ 提出書類(正本及び副本)データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

(6) 留意事項

- ・各資料はA4サイズとしてください。文字の大きさ(ポイント)の指定はしませんが、見やすい資料となるように記載してください。
- ・様式7~7-4については、枠の大きさは変更せず、最大で片面2枚までとしてください。

(7) 準拠規定

- ・港区地域防災計画【震災編】【風水害編】(平成28年修正)
- ・港区業務継続計画【震災編】(平成31年1月)
- ・港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)(令和3年3月策定予定)
- ・災害廃棄物対策指針(改定版)
(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
(第1版、令和2年2月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
- ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
(平成27年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ・大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画
(第二版、平成30年3月、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会)
- ・巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて
(平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)
- ・東京都災害廃棄物処理計画(平成29年6月、東京都)

- ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン
(平成 27 年 3 月、特別区清掃主管部長会)
- ・港区防災対策基本条例 (平成 23 年 10 月 14 日制定)
- ・港区被災市街地復興整備条例 (平成 25 年 10 月 18 日制定)
- ・港区被災市街地復興整備条例施行規則 (平成 25 年 10 月 18 日制定)
- ・港区各種ハザードマップ (参考)
- ・東京都各種ハザードマップ (参考)

8 審査方法と選考基準

別紙 2 港区災害廃棄物策定支援業務委託事業候補者選考基準のとおり

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ②記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③虚偽の内容が記載されているもの
 - ④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 提出書類に記載した統括責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式 8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください

い。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

清掃事業係 つるた 鶴田・計画係 しろね 白根

電話 03-3450-8025 FAX 03-3450-8063

仕様書

- 1 件 名 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- 3 履行場所 みなとりサイクル清掃事務所ほか区内指定場所

4 目 的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。環境省では、これらの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害対策事項の追加等の制度的な対応を行うとともに、平成30年3月には平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。

本業務は、これまでに発生した災害対応の教訓や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、地震災害及び風水害を対象として、より具体的で実効性の高い港区災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定することを目的とする。

5 業務内容

（1）個別項目の検討

実効性の高い処理計画を策定するため、主に以下の事項について検討・整理を行う。なお、検討に当たっては、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定版）に基づくものとする。

①計画の位置付け・関係する計画

処理計画の位置付けを明確にするとともに、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合（以下「二十三区清掃一組」という。）の関連計画、区の関連計画（地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画等）との関連を整理する。

②組織体制・指揮命令系統

過去の災害における教訓・課題を踏まえ、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための庁内の組織体制・指揮命令系統について検討する。なお、別紙1の準拠規定等を参考にする。

③情報収集・連絡

区が収集すべき情報とその内容について、し尿・生活ごみ・避難所ごみといったごみ種別ごと、避難所など情報の入手先ごと、初動期・応急対応期といった収集開始時期等ごとに、収集が必要な情報を整理する。また、発災後の連絡手段についても整理する。

④関係主体との連携

区における災害支援協定の締結状況や東京二十三区の廃棄物処理システムを踏まえながら、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための各主体との連携方法について検討する。また、住民や事業者等への情報提供に基づく協力体制についても検討する。

⑤災害廃棄物等発生量の推計等

東京都の被害想定調査結果や災害廃棄物処理計画をもとに、区で発生が想定される災害廃棄物（被災者や避難者の生活に伴う廃棄物等も含む。）の発生量を推計する。事業系ごみの取り扱いについても検討する。なお、推計に当たっては災害廃棄物対策指針等を参考に組成別に行う。

⑥処理フローと業務フローの検討

発生する廃棄物の種類や排出元に応じて、分別及び再生処理の方策を検討するとともに、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を考慮し、これらの分別・処理フローを検討する。また、発災時以後の復旧に向けた業務フローを検討する。

⑦仮置場候補地の検討

区の現状を踏まえた、仮置場（応急仮置場、地区仮置場及び一次仮置場）候補地及び候補地への廃棄物の運搬方法、候補地の管理方法について検討した上、候補地の名称、所在地、面積、所有者、接道条件等を含む一覧リストを作成する。なお、検討、一覧リストの作成に当たっては、現地確認を行うものとする（全仮置場候補地を計3回程度で回るものとする）。

⑧施設での災害廃棄物処理対応の検討

排出される災害廃棄物を処理するための、二十三区清掃一組の中間処理施設や東京都の最終処分場のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の規定に基づく施設許可を有する、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における関東ブロック内の産業廃棄物処理事業者について、施設名、処理型式、処理能力等を整理する。

⑨収集運搬の検討

災害による損壊家屋等の廃棄物、被災者や避難者の生活に伴う廃棄物（生活ごみ・し尿）等及び通常的生活ごみの発生に伴い、使用することが想定される収集運搬車両の情報を整理するとともに、災害時の収集運搬体制について検討する。

⑩受援体制の検討

他の地方公共団体等の応援を受け入れるための区の受援体制について検討する。

⑪被災者や避難者の生活に伴う廃棄物等の処理

災害により発生する廃棄物のほか、被災者や避難者の生活に伴う廃棄物（生活ごみ・し尿）等の処理に当たって必要となる対応や平時の備えについて検討する。

⑫広報手段等の検討

平時及び災害発生時における区内への広報手段、また広報すべき内容について検討し、ひな型を作成する。

(2) 処理計画の素案作成・パブリックコメントに係る支援

処理計画の素案について住民等からの意見を聴取するため、素案の作成を支援し、発

注者が実施する区民意見募集（パブリックコメント）の意見整理等の必要な支援を行い、結果を集計・分析し、回答案を作成する。

（３）処理計画の作成

上記（１）の検討結果、（２）の意見等を踏まえた処理計画（案）を作成する。処理計画（案）の構成は別紙２のとおり想定しているが、発注者との協議により構成を見直すことも想定する。なお、作成に当たっては以下の（ア）～（イ）及び別紙１の準拠規定に留意する。

（ア）記述内容の整合性や文章表現の統一、原則として港区公文規程に基づく用語の校正作業を行う。

（イ）処理計画の校正、デザイン、ページレイアウト等について必要な提案を行う。

（４）計画策定のための庁内会議等への参加及び資料の作成

①庁内会議、庁内調整会議、審議会、区民説明会等への参加（20回程度）

（ア）庁内会議等の各回における検討の方向性や内容について、提案及び助言をすること。

（イ）会議においての資料説明や議事録（会話文形式、要約可）の作成及び議論の論点整理を行うこと。

（ウ）上記に関して、発注者の要望に応じて事前及び事後の打合せを行うこと。

（エ）会議等を開催する際には、発注者の要望に応じてオブザーバーとして参加し、必要に応じて資料の提供に協力すること。

②資料の取りまとめ

提供する資料については、可能な限り電子媒体へ保存し、発注者へ提供する。紙や冊子等でしか存在せず、電子媒体で加工できない資料については、紙媒体で提供する。

③業務の進捗管理、情報共有等のため、必要に応じて12回程度、発注者と打ち合わせを行うこと。打ち合わせのうち、6回程度は、前述（４）①の会議後に行い、3回程度はウェブ会議で行い、3回程度は区内指定場所で打ち合わせを行うものとする。会議録（要点まとめ）を作成し、後述6（４）と同様のデータで提供すること。

④会議は、区内の施設等の開催場所に直接参加のほか、マイクロソフト社 Teams に対応できるウェブ会議で開催する。

6 成果品

（１）処理計画（本編）（資料編含む。）：5部（簡易製本）及びデータ納品

（２）処理計画概要版パンフレット：データ納品

（A3用紙2つ折り・A4 4ページ構成、カラー）

（３）処理計画概要版パンフレット【英語版】：データ納品

（A3用紙2つ折り・A4 4ページ構成、カラー）

（４）処理計画概要説明資料：データ納品

（PowerPoint形式 10枚分程度）

(5) 広報内容（ひな型）：データ納品

(5 (1) ⑫で作成したもの)

(6) 上記の電子データ一式：1部

データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（Microsoft 社 Word2019、Excel2019 等）で原稿及びその添付図（グラフ、図形、写真）などで納入するものとする。

データは整理して、Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する。

7 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務計画書を作成し発注者に提出しなければならない。また、業務計画を変更する場合も同様とする。

8 技術者の配置

受注者は本計画の策定において、十分な経験を有する技術者を配置し、業務を遂行するものとする。

技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士の資格（衛生工学部門・廃棄物管理）を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行う。

9 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

(7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努

めること。

10 業務履行上の注意事項

- (1) 受注者は、業務の詳細について、発注者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 業務に必要な資料は、発注者を通じて受注者に貸与する。
- (3) 受注者は、発注者が区であるということを十分に認識し、外部調査を行う場合は言動等に配慮する。
- (4) 本業務で受注者が発注者に提出する資料の作成、提出に係る費用は、受注者の負担とする。

11 著作権等

本業務に係る作成資料・議事録及び報告内容の著作権は発注者に帰属する。

12 支払い方法

業務履行確認後、一括払いとする。

13 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他

本仕様に記載されていない事項及び不明な点について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

15 連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

清掃事業係 ^{つるた} 鶴田・計画係 ^{しろね} 白根

所在地：〒108-0075 港区港南三丁目9番59号

電話：03-3450-8025

FAX：03-3450-8063

準拠規定（案）

- 港区地域防災計画（平成 28 年修正）【震災編・風水害編】
- 港区業務継続計画【震災編】（平成 31 年 1 月）
- 港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）（令和 3 年 3 月策定予定）
- 災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
（第 1 版、令和 2 年 2 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
（平成 27 年 11 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画
（第二版、平成 30 年 3 月、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会）
- 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて
（平成 27 年 2 月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月、東京都）
- 特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成 27 年 3 月、特別区清掃主管部長会）
- 港区防災対策基本条例（平成 23 年 10 月 14 日制定）
- 港区被災市街地復興整備条例（平成 25 年 10 月 18 日制定）
- 港区被災市街地復興整備条例施行規則（平成 25 年 10 月 18 日制定）
- 港区各種ハザードマップ（参考）
- 東京都各種ハザードマップ（参考）

（令和 3 年 1 月 1 日現在）

処理計画の構成（案）

（1）総則

- ① 計画策定の背景及び目的
- ② 計画の位置付け
- ③ 計画の対象
- ④ 各主体の役割
- ⑤ 処理目標期間の設定
- ⑥ 災害廃棄物処理の基本方針
- ⑦ 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定
- ⑧ 災害時における廃棄物対応の流れ
- ⑨ 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

（2）組織体制・情報共有

- ① 組織体制の確立
- ② 情報収集・連絡
- ③ 関係主体との協力・連携
- ④ 各種協定
- ⑤ 受援体制の構築

（3）一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

- ① 災害時対応及び平時の対策
- ② 一般廃棄物処理施設の状況

（4）生活ごみ・避難所ごみ、事業系廃棄物の処理

- ① 生活ごみ・避難所ごみの発生
- ② 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理
- ③ 事業系廃棄物の発生
- ④ 事業系廃棄物の収集運搬・処理

（5）仮設トイレ等・し尿の処理

- ① し尿の発生
- ② 仮設トイレ等の設置
- ③ し尿等の収集運搬・処理

（6）災害廃棄物の処理

- ① 被災者・ボランティアへの周知・広報
- ② 災害廃棄物の発生量の推計
- ③ 片付けごみの回収戦略
- ④ 仮置場

- ⑤ 処理・処分
- ⑥ 適正処理が困難な廃棄物等への対応
- ⑦ 損壊家屋等の撤去等
- ⑧ 処理業務の進捗管理

(7) 教育訓練

- ① 職員への教育訓練
- ② 経験の継承

(8) 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

- ① 情報共有と教育・訓練の実施
- ② 災害廃棄物処理計画の見直し

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者は、災害廃棄物処理計画策定支援業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、「港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会」を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。

第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和3年2月中旬頃に、提案書類を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、第二次審査用に新たに作成いただく書類はありません。

提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、35分程度です。（説明15分、質疑20分程度）。

第二次審査の際は、統括責任者のほか、担当者も同席してください。プレゼンテーションは統括責任者に行っていただきますが、その後のヒアリングでは、統括責任者のほか、担当者にも質疑に参加していただきます。

その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 第二次審査実施日時

令和3年2月25日（木）予定

イ 実施場所

港区内

ウ 結果通知

令和3年3月上旬頃に、第二次審査に参加した全ての事業者にも文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や一部事務組合等における同種・類似事業の実績を有し、専門能力、知識を備えているか
港区の現況（地形、人口、産業構造、23区の廃棄物行政、災害時の想定被害（地域防災計画の内容）等）を踏まえた、災害時の廃棄物行政の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の特性や23区の廃棄物行政を理解できているか ・災害時にどんな困難が発生しうるか、想定は適切か
災害発生時における、実施体制や他部局・関係機関等との連携を踏まえた初動対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を円滑に行うに当たっての実施体制や関係機関等との連携の考え方は適切か ・都や関係機関との連携が円滑にいくように考えられているか ・通常の一般廃棄物処理の継続との両立が可能となるよう検討されているか ・初動対応において優先すべき業務の考え方は適切か
港区の災害廃棄物対応における課題を踏まえた、業務フローと処理フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、初動期、応急対策期、復旧・復興期といった時系列に沿って、適切に行うべき業務フローを設定しているか ・廃棄物の種別と被災状況に応じた処理フローが適切に設定されているか ・港区の現況を踏まえた災害廃棄物の対応で特に課題となるものを認識したうえでの対応策が検討されているか
災害廃棄物処理計画をもとにした災害対応力向上に向けての平時の備え及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の構成が分かりやすいものとなっているか ・研修や訓練等が継続的に行えるような具体的な取組方法が検討されているか
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール、専任性及び配置計画
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書と事業規模との差額

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を策定するに当たり、現在の社会状況や課題、計画策定の重要性を十分認識・理解しているか
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に実現性・具体性があり、業務を実施する上での区民への分かりやすい表現の工夫や独自の提案があるか

業務遂行能力・取組意欲	・提案された業務体制、人員配置等から、適切かつ安定した運営・業務遂行が見込めるとともに、本業務に取り組む強い意欲・熱意があるか
コミュニケーション能力	・質問を正確に理解し、明快かつ迅速に答えているか

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 地域貢献活動項目の評価について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として「区内事業者と共同すること」としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、又は、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

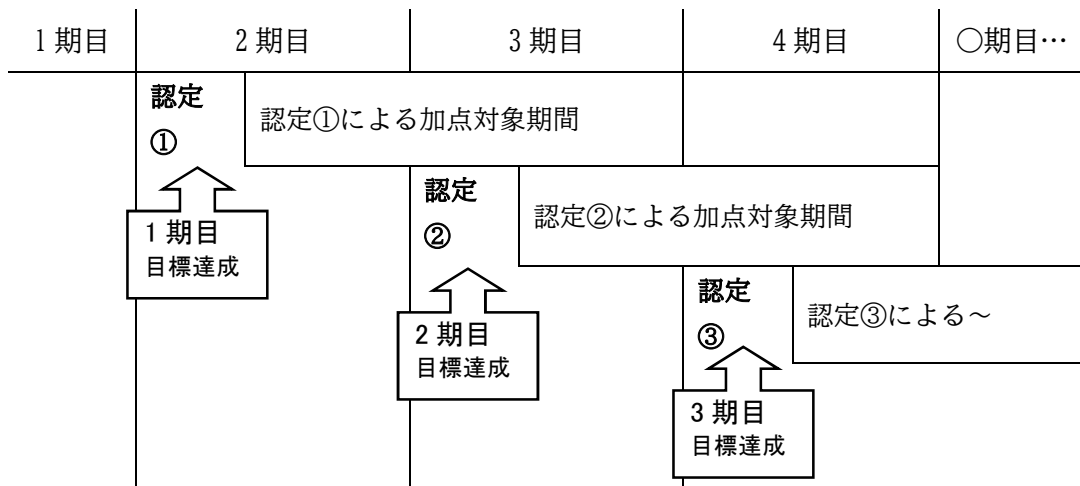
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目（事務局採点項目の配点5%加点）としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 災害廃棄物対応の評価について

事業者として、過去5年以内に発生した災害において、被災地で災害廃棄物対応を行った場合、プロポーザル選考第一次審査における加点（事務局採点項目の配点5%加点）とします。

災害廃棄物対応を行った概要がわかる資料をご提出ください。

6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和3年1月6日（水）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和3年1月27日（水）午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和3年4月上

旬以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。